

新規就農者育成総合対策のうち
経営発展支援事業

令和8年度予算概算決定額 10,427百万円（前年度 10,748百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 5,416百万円の内数〕

<対策のポイント>

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設の導入等を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

<事業目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の内容>

就農後の経営発展のために、都道府県が新規就農者の初期投資の取組に対して支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。
※取組計画に応じた事業採択方式

<通常枠>

対象者：49歳以下の認定新規就農者

支援内容：機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）

支援額：国費上限500万円（経営開始資金の交付対象者は上限250万円）

補助率：国の補助上限1/2

※都道府県支援分の2倍を国が支援

<特別枠（地域計画早期実現支援枠）>

対象者：49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

支援内容：① 機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組

② 機械・施設等の導入

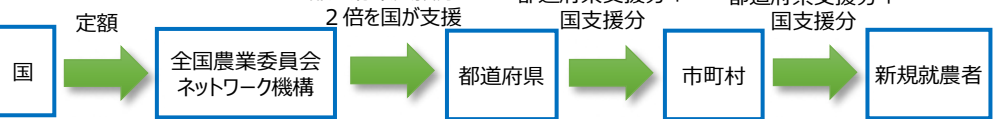
支援額：国費上限600万円（①と②の合計）

補助率：① 国の補助上限1/3

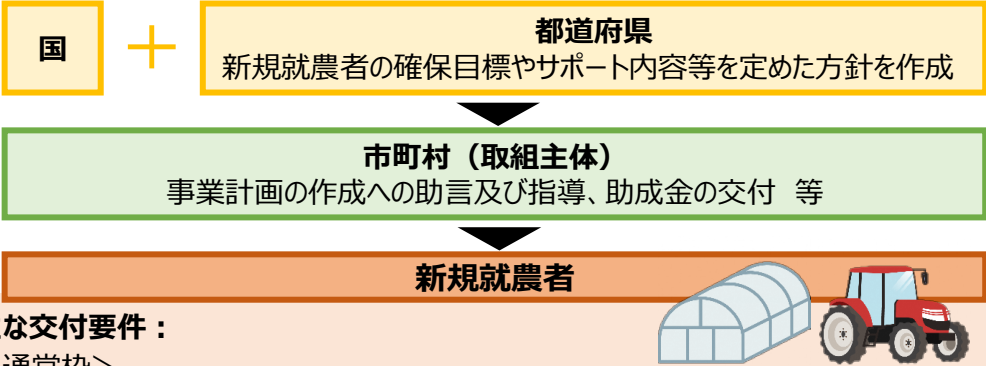
② 国の補助上限1/2

※都道府県支援分の2倍を国が支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>



主な交付要件：

<通常枠>

- 1 独立・自営就農する認定新規就農者であること（令和7年度以降が対象）
- 2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- 3 目標地図に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること

<特別枠（地域計画早期実現支援枠）>

- 1 将来像が明確化された地域計画※若しくは目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
※地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い(8割以上等)地域
- 2 令和5年度以降に農業経営を開始した個人・法人であること
- 3 青色申告を行うこと
- 4 機械・施設の取得費用等(本人負担分)について、金融機関から融資を受けていること
- 5 経営開始資金との併用は不可